明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○旧薬事法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一二八）　一
○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**六一）　二

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**五五）　三
○日本国に帰化を許可する件（**法務**六三一）　三
○登録有形文化財の登録を抹消した件（**文部科学**一六五～一六七）　三
○薬事法第七十七条の二第一項の規定に基づき希少疾病用医薬品を指定した件（**厚生労働**四二二）　四
○排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則第五条の規定に基づき大韓民国国民が表示しなければならない標識を定める件の一部を改正する件（**農林水産**二二四九）　四
○排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則第五条の規定に基づき中華人民共和国国民が表示しなければならない標識を定める件の一部を改正する件（**同**二二五〇）　四
○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定による地鶏肉、有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物についての登録認定機関の登録の失効に関する件（**同**二二五一）　四
○保安林の指定をする件（**同**二二五二～二二六七）　四
○砂防法第二条の土地を指定及び解除する件（**国土交通**一五一八、一五一九）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**一五二〇）　七
○航路標識に関する件（**海上保安庁**二六三、二六四）　八
○道路に関する件（**東北地方整備局**一八二、一八三）　八
○道路に関する件（**中部地方整備局**一五九、一六〇）　九
○道路に関する件（**中国地方整備局**一八四、一八五）　九
○太田川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（**同**一八六）　九
○道路に関する件（**四国地方整備局**一二一）　九

〔人事異動〕

法務省　九

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕

労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（富山労働局最低賃金公示五、六、鳥取同二）　九

〔資　料〕

閣議決定等事項　九

〔公　告〕

諸事項

官庁
有権者申出方、製造たばこ小売定価　一〇
関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　一〇
特殊法人等
日本郵政共済組合定款の一部変更関係　二九
会社その他
会社決算公告　三〇

省　令

○厚生労働省令第百二十八号

薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十九条の規定に基づき、旧薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

旧薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二第六号中(622)を(623)とし、(621)を(622)とし、(620)の次に次のように加える。

(621)　リン酸水素ナトリウム水和物及びリン酸二水素ナトリウム水和物を併せて含有する注射剤

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第六十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第二十三条第三項の規定に基づき、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第七十七条中第四号を第八号とし、第三号を第七号とし、第二号を第六号とし、第一号の次に次の四号を加える。

二　法第二十条第一項の規定による登録認定機関に対する報告の徴収に関する事務　当該登録認定機関の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長